平成 27 年 3 月 18 日

各位

外国投資法人名　UBS ETF・シキャブ
代表者　取締役
アンドレアス・ハーバーツェト
管理会社名　UBS ファンド・マネジメント
（ルクセンブルク）エス・エイ
代表者名　CEO　ギルバート・シントゲン
（管理会社コード：13854）
問合せ先　アンダーソン・毛利・友常法律事務所
担当者　弁護士　乙黒　亮祐
（TEL 03-6888-1000）

# 議決権行使基準日設定についてのお知らせ

UBS ETF・シキャブ（以下「本投資法人」といいます。）は、以下に記載する各 ETF-JDR（以下個別に又は総称して「本 ETF-JDR」といいます。）の議決権行使基準日につき、以下のとおりお知らせいたします。

記

| 本 ETF-JDR | 銘柄コード |
|---|---|
| UBS ETF ユーロ圏大型株 50（ユーロ・ストックス 50） | (1385) |
| UBS ETF 欧州株（MSCI ヨーロッパ） | (1386) |
| UBS ETF 欧州通貨圏株（MSCI EMU） | (1387) |
| UBS ETF 欧州通貨圏小型株（MSCI EMU 小型株） | (1388) |
| UBS ETF 英国大型株 100（FTSE 100） | (1389) |
| UBS ETF MSCI アジア太平洋株（除く日本） | (1390) |
| UBS ETF スイス株（MSCI スイス 20/35） | (1391) |
| UBS ETF 英国株（MSCI 英国） | (1392) |
| UBS ETF 米国株（MSCI 米国） | (1393) |
| UBS ETF 先進国株（MSCI ワールド） | (1394) |

1.　年次投資主総会の開催

本投資法人の 2014 年 12 月 31 日に終了した会計年度にかかる年度投資主総会（以下「総会」といいます。）が、2014 年 4 月 15 日（水）午前 11 時 30 分（ルクセンブルク時間）より、ルクセンブルク市 L-1855 J. F. ケネディ通り 49 番地に所在する本投資法人の登録事務所において開催されます。

2.　基準日の内容

これに伴い、本 ETF-JDR にかかる「上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項」第 42 条第 2 項に基づき、本 ETF-JDR の受益者として、上記 1.記載の総会において付議される議案について、本 ETF-JDR の受託者に議決権を行使するよう指図することのできる受益者を特定する基準日として、下記のとおり基準日を設けます。

基準日：　平成 27 年 3 月 26 日

（※）議決権行使の内容、行使方法とその期限に関しては、総会に付議される議案とともに、後日お知らせいたします。

以　上